

事業年度又は 連結事業年度				・ ・ ・				法人 名					
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細										前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
摘要			課 税 標 準			税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等)			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業										(23)			
事 業 税	所得割	所得金額総額 (33)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		法人税割額 (24)					
		所得金額 (34)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額 (25)					
付 加 価 値 割	付加価値額総額 (35)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		種別会社等による控除対象所得税額等相当額 又は控除対象所得税額等相当額の控除額 (26)						
	付加価値額 (36)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		外國の法人税等 の額の控除額 (27)						
資 本 割	資本金等の額総額 (37)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額 (28)						
	資本金等の額 (38)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 (29)						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業										納付すべき法人税割額 (24)-(25)-(26)-(27)-(28)-(29)			
收 入 割	収入金額総額 (39)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(30)						
	収入金額 (40)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(31)						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										差引法人税割額 (30)-(31)			
所得割	所得金額総額 (41)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(32)						
	所得金額 (42)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(33)						
付 加 価 値 割	付加価値額総額 (43)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(34)						
	付加価値額 (44)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(35)						
資 本 割	資本金等の額総額 (45)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(36)						
	資本金等の額 (46)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(37)						
收 入 割	収入金額総額 (47)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(38)						
	収入金額 (48)		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		(39)						
合計事業税額 (34)+(35)+(36)+(40)+(42)+(44)+(46)+(48)										(49)			
事業税の特定寄附金税額控除額 (50)													
仮装経理に基づく事業税額の控除額 (51)													
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (52)													
納付すべき事業税額 (49)-(50)-(51)-(52)										(53)			
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
(53)の内訳	所得割 (54)	兆 十億 百万 千 円		付加価値割 (55)		兆 十億 百万 千 円							
		(55)		(56)		(57)							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
(53)の内訳	所得割 (58)	兆 十億 百万 千 円		付加価値割 (59)		兆 十億 百万 千 円							
		(59)		(60)		(61)							
摘要			課 税 標 準			税率 (100)		税 額					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額 (62)			兆 十億 百万 千 円			0 0		兆 十億 百万 千 円					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額 (63)			兆 十億 百万 千 円			0 0		兆 十億 百万 千 円					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額 (64)			兆 十億 百万 千 円			0 0		兆 十億 百万 千 円					
合計特別法人事業税額 ((62)+(63)+(64)) (65)										(65)			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (66)													
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (67)													
納付すべき特別法人事業税額 (65)-(66)-(67)										(68)			